

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月17日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	松本市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	108-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/my_number/dokujiriyou.html

執行機関名 松本市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	松本市心身障害者福祉手当条例(昭和48年条例第9号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		松本市個人番号の利用に関する条例別表第一 第三の項 松本市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第1条	松本市心身障害者福祉手当条例第1条
事務の趣旨又は目的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	心身障害者に心身障害者福祉手当を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		松本市心身障害者福祉手当条例